令和4年5月31日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開 (一部公開) 決定処分に関する諮問について (答申)

令和3年8月18日付け $FNo.0 \cdot 4 \cdot 5$ により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長(以下「実施機関」という。)が行った令和3年6月29日付け相模原市指令(衛研)第3-3号による一部公開決定(以下「本件処分」という。)については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 令和3年6月10日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、「2020年1月より現在までの毎月別のコロナ感染者の変異種株の感染者数及び変異株種類」について公文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、「相模原市変異型一覧(月別)」を本件請求に係る公文書と特定し、このうち、件数については、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号エに該当するとの理由で非公開として、令和3年6月29日付けで、審査請求人に公文書公開(一部公開)決定通知書を送付した。
- (3) 令和3年7月14日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和3年8月18日、 当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると次のとおりである。 ブラックペーパー(一部公開文書)は情報公開の文書ではなく情報公開法 違反の隠蔽書類である。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

神奈川県内における新型コロナウイルス感染症変異株の患者発生状況については、地域及び個人の特定防止並びに風評被害の発生防止の観点から神奈川県が一括して公表することになっている。そのため、本件請求については、「相模原市変異型一覧(月別)」の人数欄を非公開とし、一部公開決定した。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、新型コロナウイルス感染症に係る「相模原市変異型一覧(月別)」である。

(2)条例第7条第5号工該当性について

ア 条例第7条第5号エの趣旨及び解釈

条例第7条第5号は、原則公開の例外として、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開とするもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうち「エ」は、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報は非公開とするものである。なお、本号は、公開することにより反復継続される同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、実施機関が非公開とした部分を見分したところ、 新型コロナウイルス感染症変異株(アルファ、ベータ、ガンマ、デルタ) の患者発生状況の件数であった。

新型コロナウイルス感染症数に関する情報については、神奈川県内では令和2年4月中旬以降は市町村単位で公表しており、相模原市においても、全体の感染者数等を公表している。しかし、変異株ウイルスへの感染者に関する情報については、神奈川県が一括して公表するとされており、市町村単位の公表は行っておらず、県内の発生であることが公表されている。

実際に、神奈川県ホームページに掲載されている「変異株の患者発生 状況累計」は県内の総数であり、市町村単位での公表はされていない。 これは、地域及び個人の特定防止並びに風評被害の発生防止の観点から、 神奈川県が公表及び記者対応について定めたもので、市町村単位での人 数を公表することで、神奈川県が行うこととされている事務の適正な遂 行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号エに該当 する。

なお、変異株ウイルスへの感染者に関する情報を神奈川県が一括して 公表する方法について、本件請求時点と答申時点において変更は生じて いない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼす ものではない。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定については妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 8月18日	実施機関からの諮問
令和4年 1月31日	審議 実施機関からの意見聴取
3月14日	審議
5月31日	審議

第2部会委員岩崎忠辻雄一郎粟谷布由実